令和7年度 第4回沖縄地方最低賃金審議会

日 時 令和7年8月26日(火) 16:00~ 場 所 那覇第二地方合同庁舎1号館 共用大会議室(2階)

議事次第

- 1 沖縄県地域別最低賃金改正に係る専門部会報告について
- 2 沖縄県地域別最低賃金改正に係る答申について
- 3 その他



沖地最審専第9号 令和7年8月26日

沖縄地方最低賃金審議会会長 殿

沖縄地方最低賃金審議会 沖縄県最低賃金専門部会 部会長 上江洲 純子

沖縄県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年7月1日、沖縄地方最低賃金審議会において付託された沖縄県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねたが、合意をみなかったので別紙のとおり審議経過を報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長 上江洲 純子 沖縄国際大学法学部教授

部会長代理 金城 智誉 弁護士

城間 貞 公認会計士・税理士

労働者代表委員

石川 修治 連合沖縄副事務局長 東 東 本 神 郷東 森 早 馬

知花 優 連合沖縄事務局長

照喜名 朝和 沖縄電力関連産業労組総連合副事務局長

使用者代表委員

喜友名 朝弘 沖縄県中小企業団体中央会専務理事

田端 一雄 沖縄県経営者協会専務理事 津波古 透 沖縄県商工会連合会専務理事

審議経過

- 1 第1回専門部会(令和7年7月18日)
 - ・部会長、部会長代理の選出、運営規程案について
 - ・事業場実地視察の実施の有無及び関係参考人(労・使)の意見聴取について
 - ・今後の審議日程について
- 2 第2回専門部会(令和7年7月23日、24日、25日)
 - ·事業場実地視察【3事業場(食料品製造業、洗濯業、飲食店)】
- 3 第3回専門部会(令和7年7月30日)
 - ·参考人意見聴取(労側2名、使側1名)
 - ・令和7年度最低賃金に関する基礎調査結果
- 4 第4回専門部会(令和7年8月6日)
 - ・改正額の提示・調整 労側提示 952 円を 104 円引上げ 1,056 円 使側提示 952 円を 29 円引上げ 981 円
- 5 第5回専門部会(令和7年8月8日)
 - ・改正額調整

労側提示 952 円を 92 円引上げ 1,044 円 使側提示 952 円を 34 円引上げ 986 円

- 6 第6回専門部会(令和7年8月12日)
 - 改正額調整

労側提示 952 円を 89 円引上げ 1,041 円 使側提示 952 円を 42 円引上げ 994 円

- 7 第7回専門部会(令和7年8月14)
 - 改正額調整

労側提示 952 円を 80 円引上げ 1,032 円 使側提示 952 円を 50 円引上げ 1,002 円

8 第8回専門部会(令和7年8月18日)

• 改正額調整

労側提示 952 円を 77 円引上げ 1,029 円 使側提示 952 円を 53 円引上げ 1,005 円

- 9 第9回専門部会(令和7年8月20日)
 - 改正額調整

労側提示 952 円を 73 円引上げ 1,025 円 使側提示 952 円を 61 円引上げ 1,013 円

- 10 第10回専門部会(令和7年8月22日)
 - 改正額調整

労側提示 952 円を 69 円引上げ 1,021 円 使側提示 952 円を 65 円引上げ 1,017 円

- 11 第11回専門部会(令和7年8月26日)
 - 改正額調整

労側提示 952 円を 71 円引上げ 1,023 円 使側提示 952 円を 65 円引上げ 1,017 円

• 発効日調整

労側提示 令和7年11月1日

使側提示 令和8年1月1日

労使の提示が折り合わなかったため、公益見解として令和7年12月1日を示した。

・全会一致に至らなかったため労側の提示額及び公益見解の発効日と、使側 の提示額及び発効日について採決

952 円を 71 円引上げ 1,023 円、発効日は令和 7 年 12 月 1 日について 賛成 5 名

952 円を 65 円引上げ 1,017 円、発効日は令和 8 年 1 月 1 日について 賛成 3 名

・別添の要望事項等を報告書に記載して、沖縄地方最低賃金審議会会長宛て 提出することで合意。 (1) 今年の審議にあたって、当審議会から中央最低賃金審議会及び厚生労働省に対し、 引上げ額の目安を算出した具体的な根拠について照会したが、明確な回答を得ること ができなかった。最低賃金法第9条第2項に定める法定3要素のデータが不十分とな ると、地方の審議会で自主性を発揮した十分な議論を行うことができない。

今後、中央最低賃金審議会が引上げ額の目安を提示するに当たっては、明確な根拠・ 具体的なデータに基づく納得感のある提示を行うことを強く求めるとともに、参照す べき地域別の統計データを、地方最低賃金審議会の求めに応じ、確実に提供して頂く ことを要望する。

(2) 政府は最低賃金について、「2020年代中に全国加重平均を1,500円となることを目指す」としているが、この方針に沿って毎年大幅な引上げが続くと、特に、労務費を含む価格転嫁の状況を踏まえると、最低賃金引上げの影響を大きく受ける地方の中小企業・小規模事業者は、改定への対応が年々厳しくなっている現状にある。

特に、最低賃金発効までのプロセスについて、現状では、①結審から発効日までに 価格転嫁をするための準備期間が足りない場合があること、②公契約について、最低 賃金改定に伴う契約の改定が翌年4月になることがあり、最低賃金改定に伴う人件費 上昇分が赤字要因となり得ること、③社会保険に加入していない非正規職員による就 業調整が生じた場合の人員不足の問題、④最低賃金・賃金の引上げに対する政府の支 援策利用時の計画の策定等に相当な期間を要し、助成金の支給までの期間が長期化す ることなど、中小企業・小規模事業者にとって多くの課題が顕在化している。

このため、最低賃金引上げの原資の確保に向けての各企業の十分な準備期間を確保するため、最低賃金の発効日を、年初めまたは年度初めなどの指定日発効とすることを強く要望するとの使側の意見がある。

その一方で、地域別最低賃金の発効日については、労使交渉による賃上げの手段を もたない未組織労働者をはじめとする社会の隅々に春闘等における賃上げ結果を速や かに波及させるため、10月の早い段階で発効するべきとの労側の意見もある。

これら発効日に関する労使双方の意見を踏まえると、国及び中央最低賃金審議会に おいては、指定日発効のあり方について、地方最低賃金審議会に議論を委ねるのでは なく、発効日を定めた法14条2項の趣旨及び解釈指針を明確に示し、必要に応じて法 改正も視野に入れた検討を直ちに行うべきであり、その旨強く要望するものである。

(3) 国に対し、中小企業、小規模事業者が、賃金引上げの原資を確保できる取引環境を整備するため、サプライチェーン全体での付加価値向上や取引価格の適正化に向け、「取引適正化に向けた5つの取組」(令和4年2月、中小企業庁)に基づく、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できる取組の更なる実効性強化を図ることを求める。

また、価格転嫁対策を事業者間取引の分野だけでなく、対消費者分野においても徹底するため、最終消費者である国民に広く価格転嫁への理解を求めるなど、賃上げ原資の確保につなげる取組みを継続的に実施し、中小企業・小規模事業者が自発的に賃上げできる環境整備を行うよう要望する。

(4) 国に対し、最低賃金の引上げの影響を大きく受ける業種の生産性向上支援など、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進 5 カ年計画」に基づき、実効性のある施策を実施するよう要望する。

また、生産性向上に取り組んだ場合に支給される「業務改善助成金」や非正規雇用 労働者の処遇改善の取組を実施した事業者に対して支給される「キャリアアップ助成 金」については、申請から助成金の支給までの期間の長さが指摘されているところで ある。このため、その利活用の促進と周知の徹底に取り組むとともに、手続きの簡素 化等により、助成金の支給までの期間の短縮に努めるよう要望する。

(5) 公契約については、参考人招致等において、最低賃金改定後の労務費上昇分を反映 した契約の時期が、新年度の予算措置後の翌年4月になるなどの事例報告があったと ころである。

このため、国及び地方公共団体等は、今回の最低賃金の引上げが過去最高の71円となったことを踏まえ、公共調達の契約の相手方に対し、最低賃金改定に伴う契約変更の可否について、明示的に協議するとともに、受注者が労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払う義務を履行できるよう受注者の申出に速やかに対応し、これを徹底するよう求める。